公　　告

令和８年度第３回受託県営住宅入居者を次のとおり募集する。

令和８年１０月２３日

鳥取市長　　深　澤　義　彦

１　申込期間　　令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月１７日（火）まで

２　募集する住宅の概要

受託県営住宅

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
県営	県住(鳥)西品治	鳥取市田島569－4	1	3DK	21,500	～	49,500

３　入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

(1)　現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2)　次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得１５８，０００円以下

裁量階層……月額所得２１４，０００円以下

多子世帯……月額所得２５９，０００円以下

※多子世帯とは、１８歳に達する日以後の３月３１日までの間にある子が３人以上いる世帯をいう

裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　入居者が６０歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満のもの

イ　障害の程度が次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ｱ)　身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和２５年厚生省令第１５号)別表第５号の１級から４級までであるもの

(ｲ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第５条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成１６年法律第１６７号)第２条第２項に規定する発達障害者を含む。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和２５年政令第１５５号)第６条第３項の１級又は２級であるもの

(ｳ)　知的障害者福祉法(昭和３５年法律第３７号)に規定する知的障害者で、その障害の程度が(ｲ)に相当するもの

(ｴ)　戦傷病者特別援護法(昭和３８年法律第１６８号)第２条第１項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正１２年法律第４８号)別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの

ウ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの

オ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ　同居者に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童があるもの

キ　妊婦がいるもの

ク　夫婦のみであり、いずれかが４０歳未満であるもの

(3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4)　その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

4　申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条に規定する鳥取市の休日を除く。）に鳥取県住宅供給公社（窓口受付時間午前９時から午後５時）又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5　選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格によって単身者を優先して選考するもの、同居親族がある者を優先して選考するものがある。なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6　抽選日時及び場所

(1)　日時　令和８年１２月１日（火）　午後１時３０分から

（公開抽選は７の抽選方法に示すように時間を分けて行うので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）

(2)　場所　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎　６階　第５・６会議室

7　抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、５の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者（家族世帯）を優先する規格の別に時間を分けて行う。

抽選の順番は、団地名の五十音順とし、市営住宅及び受託県営住宅の別に関係なく行う。

なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

8　入居可能予定日

令和９年１月１日（金）

9　問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係　電話:０８５７－３０－８３７１

鳥取県住宅供給公社　事務局　電話:０８５７－３０－７４８０